

独立行政法人国立女性教育会館利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立女性教育会館業務方法書第8条2項に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものである。

(利用者の範囲)

第2条 会館が主催する事業に参加する者その他別表に定める目的のための利用を行う者（以下「目的利用者」という。）は、会館を利用することができる。

2 会館は、目的利用者の利用に支障のない限り、前項以外の者（以下「一般利用者」という。）に会館を利用させることができる。

3 目的利用者及び一般利用者（以下「利用者」という。）の区分並びに利用料金等は、別表の通りとする。

(一時立入)

第2条の2 会館は、前条に定める利用者以外の者についても、その必要があると認める場合には、会館敷地内への一時的な立入を認めることができる。ただし次条の規定に反すると疑われる者についてはこの限りでない。

(利用の一般原則)

第3条 前2条の者（以下「利用者・立入者」という。）が、次の各号に掲げる行為を行うことを禁止する。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動
- 四 会館の敷地・施設内への不当な立入り、その他違法のおそれのある行為
- 五 他の利用者や近隣住民への迷惑行為、その他会館の品位を損ない又は会館の設置目的にそぐわないおそれのある行為

(利用約款)

第4条 利用者及び利用者となろうとする者は、利用に係る約款（以下「利用約款」という。）を遵守しなければならない。

2 利用約款においては、本利用規則の定めを踏まえて、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 利用の申込み手続き
- 二 利用者から徴収する料金（キャンセルに伴う違約金等を含む。）の額、支払い方法
- 三 利用の制限、禁止事項
- 四 契約の成立、解除
- 五 防災・防犯・安全に関する事項
- 六 利用時間
- 七 施設の利用方法（禁煙及び飲食物の扱い等を含む。）

- 八 駐車場・敷地の利用
- 九 責任に関する事項
- 十 諸規則の遵守
- 十一 その他会館の円滑な運営と品位保持に関し必要な事項

(利用の申込み)

第5条 利用者となろうとする者は、利用日の10か月前の月の1日から利用日の1週間前までの間に利用の申込みをすることができる。

(破損亡失の弁償責任)

第6条 会館の敷地内において、故意又は過失により会館の施設、設備を破損又は亡失した者は、その弁償の責を負うものとする。

(喫煙の制限)

第7条 会館が指定した場所を除き、会館敷地及び施設内は全面禁煙とする。

(施設内での飲食)

第8条 利用者・立入者は、研修棟、響書院・和庵その他会館が指定した場所においてのみ飲食することができる。

その他研修施設内、屋外等については、ペットボトル等の飲料を除き、原則としてこれを認めない。ただし、女性アーカイブセンターについては、飲食物の持込みを禁止する。

2 外部の仕出し業者との連絡、ゴミの片付け等は、利用者・立入者が責任を持って行うものとする。

(展示等の利用)

第9条 会館におけるポスター掲示、チラシの設置等については、以下の各号の内容に関するものに限り、会館の許可のもとに掲示等することができる。ただし会館が掲示等の必要を認めないものについてはこの限りではない。

- 一 会館の主催する事業（共催並びに後援を含む）に関するもの
- 二 会館の受入れ事業に関するもの
- 三 彩の国文化の森連絡協議会加盟団体、又は地域協力に関するもの
- 四 会館における目的利用の内容に該当する研修等に関するもの

2 会館は、前項の掲示等の期間を定めることとし、同期間終了後直ちに、前項の掲示等の依頼をした者（この項において「依頼者」という。）は、掲示物等をすべて撤去するものとする。期間終了後も依頼者が掲示物等を撤去しない場合、会館は、依頼者の承諾なくこれを撤去、廃棄することができる。撤去等に要した費用については、依頼者が負担するものとする。

第10条 前条の規定は、展示利用申込みについて準用する。

2 目的利用の団体、並びに学校等教育機関の展示利用については無償とし、その他については利用規則又はそれに基づく規定において定める額を利用料として徴収する。

(敷地・施設内での撮影)

第11条 会館敷地内におけるテレビ・映画等の撮影に対する許可は、諸規則の範囲内で、会館の裁量により行うものとする。

(諸規則の遵守等)

第12条 利用者・立入者は、会館の諸規則及び利用約款等を守らなければならない。

2 前項の規定に違反した者に対しては、会館は、利用を取り消し、退館を命じ、並びにその後の利用及び敷地建物内への立ち入りを認めない等の処分を行うことができるものとする。

(休館日)

第13条 会館の休館日については、施設・設備の改修・整備、利用者の利便性の確保等を十分考慮し、別に定めるものとする。

(天災時等の受入れ)

第14条 天災その他やむを得ない事情があるときは、会館の理事長は、臨時に利用者・立入者を受入れ又は受け入れないことを決定することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会館の理事長が別に定める。

2 会館の主催事業に関する事項並びに第2条の目的利用者、第9条から第11条に規定する事項については会館の事業課長及び総務課長が、第3条の利用の一般原則との抵触については会館の理事長が判断を行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成22年3月1日から施行する。
2. 平成23年2月28日までの施設使用料は、別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程及び理事長決定は廃止する。
 - 独立行政法人国立女性教育会館受入細則
 - 独立行政法人国立女性教育会館施設等利用規程
 - 国立女性教育会館における利用団体の大幅取消に関する取扱要領
 - 独立行政法人国立女性教育会館マルチメディア研修室利用規程
 - 独立行政法人国立女性教育会館屋内プール管理規程
 - 独立行政法人国立女性教育会館屋内プール運用基準について

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。